

令和3年度
古河市社会福祉協議会事業計画

— 目 次 —

- ・ 令和3年度基本方針・基本目標 P 1
- ・ 令和3年度実施事業 P 2
 - 1. 法人運営 P 2
 - 2. ボランティア活動の推進・福祉人材育成事業 P 4
 - 3. 支援・援助事業 P 5
 - 4. 貸付事業 P 7
 - 5. 共同募金への協力 P 7
 - 6. 介護保険事業 P 8
 - 7. 障害者総合支援事業 P 9
 - 8. 受託事業 P 9
 - 9. 指定管理事業 P 11

令和3年度基本方針

今日の少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、家庭や地域の状況、生活様式などが変化し、生活保護世帯や生活困窮者の増加、子どもの貧困問題、社会的孤立等といった生活・福祉課題が多様化しております。

古河市が新たに策定した「第3期古河市地域福祉計画」の基本理念「地域の絆を深め、福祉文化が根づくまち地域共生社会古河」を実現するため、本会で策定した「第3期古河市地域福祉活動計画」により地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する「断らない包括的な支援体制」を築くため、地域全体で支える力の再構築を目指して事業を推進してまいります。

具体的には、基本目標の実現に向けた地域の様々な生活課題を「我が事・丸ごと」受け止め地域が一体となって事業に取り組む中で、すべての人が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、お互いが対等な立場にあり誰もが課題解決のため役割を持ち活躍できる地域づくりの推進に努めてまいります。

基本目標

1. 地域づくりのパートナー・支え合える人づくりをする社協
2. 支援を必要としている人を包括的、重層的に支える社協
3. 社会的弱者に寄り添い、権利擁護を推進する社協
4. 新たな福祉ニーズに柔軟に対応し、次世代へと信頼をつなぐ社協

1. 法人運営

(1) 会務運営

・社会福祉法人としての健全運営や、地域福祉の担い手としての事業を確実、効率的に行うよう、下記の委員会等を開催いたします。

- ①理事会・評議員会の開催
- ②監事会の開催
- ③評議員選任・解任委員会の開催
- ④福祉事業推進委員会の開催
- ⑤共同募金配分委員会の開催
- ⑥苦情解決第三者委員会の開催
- ⑦法人後見運営委員会の開催
- ⑧衛生委員会の開催

(2) 財源確保

①社会福祉協議会会費

- ・社会福祉協議会活動を支える自主財源の一つである社会福祉協議会会費（一般会費・特別会費・特別大口会費）について、新規会員の拡大に努めます。
- ・自治会・行政区への働きかけや住民相互の助け合い・支え合い活動、見守り活動等を通じて社会福祉協議会のPRを積極的に行い、事業への理解、会員の拡大に取り組みます。
- ・企業や商店・関係団体などへのダイレクトメールにより、社会福祉協議会情報の提供を充実させ、加入の促進に努めます。

②共同募金配分金

- ・地域の活動を支援するため、共同募金会からの配分金の使い道を明確にし、市民の理解と参加を積極的に促すと共に、共同募金活動への協力を努めます。

③寄付の受入

- ・善意による浄財やチャリティーイベントの開催に伴う寄付金をはじめ、使用済みの切手やプリペイドカード、書き損じはがき等を受け入れ、地域福祉向上のために活用します。

(3) ガバナンス・コンプライアンスの向上

①役員研修

- ・社会福祉協議会としての責務、事業運営の透明性を重視し、市民のさまざまなニーズに応じていくために研修会を実施します。

②職員研修

- ・研修を強化し、全職員のスキルアップ、資質向上を図ります。

③顧問弁護士の委託

- ・事業実施に伴うクレームやトラブル防止、対処を含めた問題の解決に向けての助言を受けるため委託します。

④産業医の委託

- ・職員の健康診断やストレスチェックの結果に基づく健康保持増進のため快適な環境のもとで業務が行えるよう、専門的な立場から指導・助言を受けるため委託します。

⑤社会保険労務士の委託

- ・法人運営での人事・労務諸問題に関する相談助言を受けるため委託します。

⑥衛生委員会の開催

- ・職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策や労働災害の原因や再発防止対策において、衛生に関する事項等を審議します。

(4) 広報・啓発活動の充実

①「社協だより」の発行

- ・社会福祉協議会への理解を広めるため事業をわかりやすく伝えるとともに、福祉事業に興味、関心をもってもらえるような紙面づくりに努めます。

②ホームページの公開

- ・最新情報を迅速に、かつ多様な市民に情報提供を行います。

③イベント等を通しての広報活動

- ・地域の皆さんに社会福祉協議会を身近に感じ知っていただくため、交流の場となる地域イベントや新聞・雑誌への掲載などにマスコットキャラクター「ももちゃん」と共に広報活動に努めます。

(5) 地域福祉活動計画の推進

①「第3期古河市地域福祉活動計画」の推進

古河市で策定した「第3期古河市地域福祉計画」と連携し、地域における課題の明確化と共通認識を図り、その課題解決に向けて地域住民、ボランティアや社会福祉施設等と協力して地域福祉の推進を目的とした「第3期古河市地域福祉活動計画」の推進に取り組みます。

2. ボランティア活動の推進・福祉人材育成事業

(1) ボランティアの発掘と育成

①ボランティアセンター運営

- ・「誰でも」「いつでも」「どこでも」気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを目指し、ボランティア登録、活動に関する相談、コーディネート及び活動を行う上での拠点の提供を行います

また、ボランティア活動情報の収集、提供と活動に関する講座の開催、ボランティアグループとの連絡調整の緊密化等、ボランティア活動がより豊かなものになるよう支援を行います。

②ボランティア活動助成事業

- ・ボランティア団体活動費の助成、児童・生徒のボランティア活動事業協力校への助成金の交付を行い、福祉事業の推進を図ります。

③ふくしチャレンジスクール（やっチャオ!）

- ・ボランティア体験月間にあたる小学校の夏休み期間を利用し、体験学習を通じて自立性、協調性を培うとともに、福祉に興味・関心を持つことでボランティア活動への取り組みのきっかけづくりを目的に実施します。

④学生ボランティアサークル「ふうせん」の育成援助

- ・ボランティア活動に関心のある中学生以上の学生によって組織されています。市や社会福祉協議会、子ども会で行う行事や福祉まつりへの参加協力など、活動が代々受け継がれるよう学生の育成援助を行います。

⑤福祉まつりの開催（ふれあい広場、手づくりまつり）

- ・子供から高齢者、障がい者やボランティアが集い、ゲームや様々な体験を通じて各世代間が交流することによって、ふれあいの中から共に支え合うことの大切さを実感し、地域福祉の芽を育み明るい豊かな地域福祉づくりの推進を図ります。

⑥ボランティア協会への運営援助

- ・ボランティア協会と連携を図り、ボランティア活動の推進及び地域福祉活動を目指して運営の援助を行います。

(2) 災害発生時への備え

①災害ボランティアセンター

- ・災害時に備えて、災害ボランティアセンターの迅速な支援活動を展開するために、設置訓練等の研修に参加します。
- ・災害時における災害ボランティアセンター設置の際の運営協力体制構築に向けて、連携強化を行います。

(3) 福祉人材の育成事業

①地域サポーター養成講座（入門編・実践編）

- ・複雑、多様化する地域社会の問題解決に向けて、地域において暮らしのサポートをする人材の育成と確保を目的として行います。「入門編」では、福祉の基礎を学んでいただき、具体的な活動の「実践編」へとつなげていきます。

②古河市認定ヘルパー養成講座

- ・古河市で実施する総合事業の「家事応援訪問サービス」の従事者を養成する講座を実施します。

③災害ボランティア養成講座

- ・『防災体験プログラム』を用いて、学校やイベント等において災害時の対処方法を伝えていく活動を行い、また、災害発生時に災害ボランティアセンターの運営に参加協力やボランティアとして支援活動のできる人材を育成します。

④傾聴ボランティア養成講座

- ・養成講座を通じて孤独や不安などの悩みを抱えている人の心を癒す傾聴活動への理解を深めるとともに、ボランティア活動への参加につなげられる人材を育成します。

⑤おもちゃドクター養成講座

- ・シニア世代にいきいきと活動できる場を提供するとともに、子供たちの物を大切に作る心を育てるなど、消費者の使い捨てる意識改善につなげていきます。

⑥実習生の受け入れ（相談援助業務）

- ・福祉職へ従事することを目的に資格取得を目指す学生等を対象に、人材育成の一環として実習の場を提供します。

(4) 「ももちゃん」フードドライブの実施【新規】

家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付することで食品ロスの削減に努めながら、生活に困窮する世帯や社会的支援を必要とする人の自立に繋がります。

市民をはじめ、ボランティア、関係団体や企業の協力を仰ぎながら食のセーフティーネット事業としてのフードバンク活動を目指します。

3. 支援・援助事業

(1) 古河市老人クラブ連合会への支援

- ・社会福祉協議会が事務局として、老人クラブ連合会の目的である高齢者の生き

がいきづくり、健康づくり活動の推進と明るい長寿社会の実現を目指し、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにするための支援を行います。

(2) 古河市身体障害者（児）福祉団体連合会への支援

- ・社会福祉協議会が事務局として、古河市身体障害者（児）福祉団体連合会と連携し、運営の支援を行います。

(3) ひとり暮らし高齢者給食サービス(会食型)の実施

- ・ひとり暮らし高齢者（日中独居を含む）を対象に、調理を担うボランティアと地域の民生委員の協力を得ながら居場所（仲間）づくりや引きこもり防止を目的とします。
- ・市内9か所の公民館やコミュニティセンターを会場として開催し、介護予防のためのレクリエーションや出前講座等を通じて情報が得られる場を提供します。

(4) ふれあいいいききサロン事業の支援、交流会の実施

- ・地域における仲間づくり、居場所づくりを目的として、様々な活動のサロンがあります。現在市内に57箇所のサロンがあり、社会福祉協議会はサロン設立について情報の提供や助成を行います。

(5) 在宅福祉サービスセンター事業

- ・会員登録方式により、協力会員（サービスを提供する方）が利用会員（サービスを受ける方）へ、家事援助やお話し相手、ちょっとした生活支援等を実施する有償サービスです。協力会員は「ももちゃんお助け隊」という愛称で活動しています。利用会員は市内の高齢者や障がいのある方、子育て中の方を対象としています。

(6) 陶芸教室事業

- ・高齢者や障がい者の社会参加を促すことを目的に、生きがいづくり、引きこもり防止、認知症の予防及びリハビリを兼ねた創作活動を行います。

(7) 救援活動

- ・対象者（世帯）に対して適切な支援を迅速に行います。
 - ①緊急生活支援対策事業救済物資支給
 - ②自然災害(地震・風水害等)、火災による被災者に対する援助
 - ③行旅人に対する援助

(8) 各種団体に対する補助金の交付及び援助

- ・古河市における福祉活動を推進するとともに、地域福祉の充実を図ることを目的として福祉団体に対し補助金の交付を行います。

(9) 福祉用具等貸出事業

- ・在宅の高齢者、身体障がい(児)者等に福祉用具(車椅子)を貸出すことにより、福祉の増進を図ります。

(10) 法人後見受任事業

- ・認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の不十分な方々を保護し、または支援していくため「法人後見運営委員会」において受任の審議を行い、その後裁判所にて受任が適当と認められた方に対し、社会福祉協議会が法人として、後見人及び後見監督人等を受けます。

(11) 心配ごと相談事業

- ・市民が抱える様々な悩みや困りごとについての相談窓口を設置し、生活上のあらゆる相談に応じることで、問題の複雑化を抑えることや相談者の精神的な負担の軽減を図ることを目指します。

4. 貸付事業

- ・生活困窮者自立支援事業と緊密に連携を図りながら対象者(世帯)の自立に向けた支援を実施するため、資金の貸付事業を行います。
 - ①生活福祉資金貸付事業【茨城県社会福祉協議会の貸付事務受託】
総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金
 - ②臨時特例つなぎ資金貸付事業【茨城県社会福祉協議会の貸付事務受託】
 - ③生活一時資金貸付事業

5. 共同募金への協力

- ・茨城県共同募金会古河市共同募金委員会として共同募金運動(赤い羽根募金、歳末たすけあい募金)等の募金活動を実施します。また、自然災害(地震、風水害等)が発生し、茨城県共同募金会から募金活動(義援金・支援金)の要請があった時には、被災地支援を行うための活動を行います。

(1) 赤い羽根募金運動への協力

県内社会福祉団体や社会福祉施設の事業活動費や市町村社協の地域福祉活動費、募金の管理運営費等に使われます。

(2) 歳末たすけあい募金運動への協力

歳末たすけあい募金配分事業(事業期間11月1日～翌年1月31日)

- ①要援護世帯援護金配分
- ②歳末地域たすけあい事業配分
- ③歳末たすけあい事業

(3) 災害義援金への協力

- ・地震や風水害等の国内で発生する大規模災害による被災者を支援するため「災害義援金」を受付けます。

6. 介護保険事業

(1) 居宅介護支援事業

- ・利用者自身がサービスの選択をすることを基本とし、利用者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送ることができるよう支援します。また、利用者がより良い在宅生活を継続していけるよう医療と介護の連携を図ります。
- ・介護支援専門員養成研修における実習生を受入れ、地域の介護支援専門員の育成に努めます。
- ・災害時において配慮が必要な方に対して、「古河市避難行動要支援者調査票（個別支援計画）」を作成します。災害時においては、利用者の安全の確認を行い行政機関等の関係機関と情報の共有を図るよう努めます。

(2) 訪問介護事業

- ・利用者の人権や自己決定を尊重し、利用者の立場に立った訪問介護サービスを適切に提供することにより、心身の機能が低下した状態にある要介護者が生活の質を確保し、自立した日常生活を営むことができ、安定して在宅での生活ができるよう努めます。また、介護保険制度に則り、健全な事業所運営をしていきます。

(3) 古河市介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防訪問サービス

要支援状態になる恐れがある高齢者に対して、利用者の心身の状態等を踏まえながら、訪問介護員による身体介護、生活支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

②家事応援訪問サービス

古河市認定ヘルパー養成研修終了者等が、市内の要支援者等に対して、調理、洗濯、掃除、買い物等の家事援助を行います。

(4) 移送サービス事業

- ・資格を取得した訪問介護員が、許可を得た車両で通院等の移送サービスを行います。（関東運輸局茨城運輸支局長より有償運送の許可を取得して行っています。）

7. 障害者総合支援事業

(1) 指定居宅介護事業

- ・障がい者の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じて地域で自立した日常生活を営むことが出来るよう訪問介護サービスを提供いたします。また、関係機関と連携を取りながら自立支援計画に基づいたより良い支援の提供を行います。

(2) 障害者移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障がい者が、社会参加のための外出に必要な介助を行います。

8. 受託事業

(1) 日常生活自立支援事業

- ・認知症、知的障がい、精神障がい者など判断能力が不十分な方で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理及び重要書類等の預かりサービスなどを行い、自立した生活が送れるよう支援いたします。

(2) 成年後見制度推進事業

- ・認知症、知的障がい、精神障がい者など判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう成年後見制度の円滑な利用のための支援を行い、権利を尊重し、擁護するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

(3) 一般高齢者介護予防通所事業

- ・家に閉じこもりがちな高齢者や要支援及び要介護の状態になるおそれのある高齢者に対し、日中活動の場を提供します。
- ・健康状態を把握し、レクリエーションや創作活動を通して、身体的・精神的負担の軽減を図り、日常生活の向上に努めます。

(4) デイステイ事業（のぞみ、さんわ）

- ・障がい（児）・者を介護されている家族の緊急的な出来事や介護負担の軽減に対応するため、日中の一時的な支援を行います。

(5) 地域包括支援センター（古河、三和）

- ・地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように下記の支援を行います。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
- ② 包括的支援事業

③ 指定介護予防支援事業

④ その他

- ・ 地域支援事業の実施
- ・ 防災に関すること

(6) 生活困窮者自立支援事業

- ・ 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するために、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施します。

① 自立相談支援事業

生活困窮者の相談に広く対応し、生活困窮者が抱える複合的な課題を把握するとともに、本人の同意のもと個々の状況に応じた支援計画（プラン）を作成し、「古河市生活困窮者自立支援調整会議」において支援計画等の確認と評価を行うなど、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を包括的に行います。

② 住居確保給付金支給事業

就労能力及び就労意欲はあるが離職により住居を失った方や、失う恐れのある方に対し、住居の確保と再就職に向けた支援を行います。

③ 家計改善支援事業

家計に問題を抱える生活困窮者の家計の状況を明らかにしたうえで、家計再生を目標とした支援計画（プラン）による具体的な支援内容を提案することで、困窮者の家計管理能力を高め、早期の生活再生を支援します。

④ アウトリーチ支援強化事業【新規】

ひきこもり状態等により社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ等による積極的な情報把握を行うと共に、早期に支援につなぐ事やその後の集中的な支援を行なうことで自立支援を強化します。

(7) 生活支援体制整備事業

- ・ 高齢者の自立した日常生活の支援及び要介護状態になることの予防、また軽減、悪化を防止するため、生活支援コーディネーターを中心とした多様な主体からなる「地域生活支えあい会議」を開催し、高齢者の生活支援体制の整備を行います。引き続き、第2層の協議体設置と円滑な活動の継続に向けて、必要な支援を地域力強化推進事業と連携しながら進めていきます。

(8) 地域力強化推進事業

- ・ 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備と、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を進めていきます。

9. 指定管理事業

(1) 総和老人福祉センター「せせらぎの里」管理運営事業

- ・総和老人福祉センターは、高齢者の憩いの場、交流の場を提供し高齢者の健康を維持するための施設として、管理運営方針により利用者に対する柔軟なサービス提供や効率的な管理運営に努めます。